

# 滋賀の環境のあゆみ

西暦(年)	滋賀県内の環境関連事項	国内外の環境関連事項
1950(昭25)	・琵琶湖が我が国初の国定公園に指定(7月)	・「文化財保護法」制定(5月)
1953(昭28)	・台風により琵琶湖水位プラス100cm(9月)	
1956(昭31)		・「工業用水法」制定(6月)
1957(昭32)	・大中の湖干拓着手(5月)	・「自然公園法」制定(6月)
1958(昭33)	・比叡山ドライブウェイ開通(4月)	・「公共用水域水質保全法」、「工場排水規制法」制定(12月)
1959(昭34)	・クロステリウム大繁殖で京都市水道でる過障害 ・台風による豪雨で琵琶湖水位プラス100cm(8月)	
1960(昭35)	・農業PCPで魚、シジミ被害(7月) ・琵琶湖水政対策本部設置	
1961(昭36)	・瀬田川洗理完成(6月) ・豪雨で琵琶湖水位プラス110cm(6月)	
1962(昭37)	・農業PCPによる魚介類の被害4億円に(7月)	・「ばい煙排出規制法」制定(6月) ・レイチェル・カーソン「沈黙の春」出版
1963(昭38)	・北湖一円にコカナダモ繁殖	
1964(昭39)	・琵琶湖大橋完成(9月) ・「鳥獣保護事業計画」策定(4月)	
1965(昭40)	・「自然公園条例」制定(12月) ・豪雨で琵琶湖水位プラス102cm(9月)	
1966(昭41)	・木ノ浜湖岸埋立完工(2月)	
1967(昭42)	・大中の湖干拓完成(10月)	・「公害対策基本法」制定(8月)
1968(昭43)	・米原町でアンチモン公害発生 ・びわこ博覧会開催(9月)	・「大気汚染法」、「騒音規制法」制定(6月)
1969(昭44)	・「公害防止条例」制定(3月) ・琵琶湖にカビ臭発生、京都市水道で初めてかび臭いと苦情(5月) ・大津市公共下水道が供用開始	・初の「公害白書」発表(5月)
1970(昭45)	・県「公害対策室」設置 ・京都、大津、大阪の水道で異臭、約400件もの苦情殺到(6月)	・「廃棄物処理法」、「水質汚濁防止法」制定等公害関係14法案成立(12月)
1971(昭46)	・琵琶湖鳥獣保護区設定(12月)	・「悪臭防止法」制定(6月) ・環境庁発定(7月)
1972(昭47)	・「琵琶湖環境保全対策本部」設置 ・草津でPCB公害(3月) ・志賀町沖で局部的な赤潮(4月) ・琵琶湖に環境基準設定(4月) ・「琵琶湖環境保全対策」策定(5月) ・「自然保護憲章」制定(10月) ・「公害防止条例」全面改正(12月) ・水質汚濁防止法施行に伴い、「上乗せ排水条例」制定(12月) ・「大気汚染防止法の規定に基づく排出基準を定める条例」制定(12月)	・ローマクラブが「成長の限界」発表(2月) ・「自然環境保全法」制定(6月) ・「琵琶湖総合開発特別措置法」公布(6月) ・国連人間環境会議(ストックホルム会議)で「人間環境宣言」採択(6月) ・「琵琶湖総合開発計画」閣議決定(12月) ・国連環境計画(UNEP)設置(12月)
1973(昭48)	・琵琶湖にオオカナダモ大繁殖 ・彦根市沖に局部的な赤潮(7月) ・「琵琶湖環境保全対策本部」設置(8月) ・「滋賀県自然環境保全条例」制定(12月)	・「ワシントン条約」採択(3月)
1974(昭49)	・県が初の「公害白書」発表 ・県「生活環境部」設置(4月)	
1975(昭50)	・彦根市沖で局部的な赤潮 ・「自然環境保全基本方針」公表(4月)	
1976(昭51)	・琵琶湖環境権訴訟提訴(3月) ・草津市の井戸から高濃度の六価クロム検出(3月) ・県人口100万人突破(7月)	・「振動規制法」制定(6月)
1977(昭52)	・環境公害課、県内4保健所に新設(4月) ・草津市の水道でカビ臭発生(5月) ・ウログレン赤潮大発生(5月) ・プランクトン異常発生対策連絡協議会設置(5月) ・同発生調査委員会設置(6月) ・湖南、彦根で初の光化学スモッグ注意報(8月) ・合成洗剤追放全国集会、大津で開催(10月) ・県合成洗剤対策委員会設置(11月)	・「環境保全長期計画」策定(5月)
1978(昭53)	・赤潮発生中、湖水を導水していた志賀町の養殖池で魚のへい死事故発生(6月) ・「びわ湖を守る粉しけん使用推進県民運動」県連絡協議会結成	
1979(昭54)	・「琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」(琵琶湖条例)公布(10月)	
1980(昭55)	・「琵琶湖ABC作戦」(新琵琶湖環境保全対策)策定(3月) ・琵琶湖条例施行(7月) ・全国生活排水対策連絡協議会、大津で設立総会(9月)	・「ラムサール条約」発効(10月) ・「ワシントン条約」、「ロンドン条約」発効(11月)
1981(昭56)	・「環境影響評価(アセスメント)要綱」制定(3月) ・環境庁主催「琵琶湖サミット」開催(7月)	・環境庁「全国湖沼サミット」開催(9月) ・全国湖沼環境保全対策推進協議会設立(9月)
1982(昭57)	・琵琶湖流域下水道湖南中部処理区で一部供用開始(4月) ・琵琶湖研究所発定(4月) ・琵琶湖の藻類が異常繁殖、湖岸一帯に漂着、水泳場一時閉鎖や悪臭問題が発生	・琵琶湖総合開発特別措置法改正、平成3年度まで延長(3月)
1983(昭58)	・びわ湖フローティングスクール「うみのこ」就航、小学生による琵琶湖体験学習始まる(8月) ・南湖に初のアオコ発生(9月) ・トリクロロエチレン等有機塩素系化合物による地下水汚染発見	
1984(昭59)	・県衛生環境センター、琵琶湖の魚介類からCNP、NIP検出(6月) ・「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」(風景条例)制定(7月)	・湖沼水質保全特別措置法制定(7月) ・第1回世界湖沼会議(琵琶湖・大津)開催(8月) ・「湖沼水質保全基本方針」閣議決定(12月)
1985(昭60)	・水質汚濁防止法施行令改正で窒素・りんを湖沼の生活環境項目として規制対象項目に追加指定されたに伴い、一部排水基準を見直し、上乗せ条例制定(5月) ・県が「湖国百景」決定(6月) ・湖東町で農村下水道第1号完成(8月)	・オゾン層保護のためのウィーン条約採択(3月)
1986(昭61)	・国際湖沼環境委員会(ILEC)設立(2月) ・滋賀県緑化基本構想「湖国のみどり2001構想」策定(4月) ・風景条例に基づく「琵琶湖景観形成地域」の指定を告示、指定面積は琵琶湖全域と陸域を合わせ74,000ha(8月)	・琵琶湖が湖沼法による指定湖沼に閣議決定(12月) ・第2回世界湖沼会議(マキノウ・ミシガン州)開催(5月)
1987(昭62)	・湖沼法に基づき「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」策定(3月) ・「自然保護計画」策定(4月) ・県公害対策審議会が地域環境計画を「湖国環境プラン」として答申、県決定(6月) ・水草・水の華対策検討委員会設置(9月) ・南湖水質改善総合対策事業着手	・モントリオール外交会議で「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」採択(9月)
1988(昭63)	・「よみがえれ琵琶湖」署名運動、約34万人の署名を添えて県議会に早急に実効ある家庭排水対策を求める誓願書を提出、採択される(10月)	・「オゾン層保護法」制定(5月) ・第3回世界湖沼会議(ワラトン湖沼・ハンガリー)開催(9月)
1989(平成元)	・「ゴルフ場における農業の安全使用に関する指導要綱」策定(2月) ・北湖でアユ400万匹が変死、アユ固有のピブリオ菌が原因と判明(7月) ・南湖でコカナダモが異常繁殖し、大量に湖岸に漂着、異臭を放つ(7月)	・「ハーグ環境会議宣言」採択(3月) ・「有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」採択(3月)

滋賀県の地勢

琵琶湖のあらし

滋賀県の環境行政の枠組み

豊かで美しい自然環境の保全

健全な水環境の保全

快適な生活環境の保全

クリーンな新エネルギーの開発・導入

ゼロ・エミットの推進

確実な環境配慮の実践

新たな環境生活の整備

地域における環境づくり

新滋賀県環境総合計画の点検・評価

環境負荷低減への取組

滋賀の環境のあゆみ

滋賀県の地勢  
あらし  
琵琶湖の  
行政の枠組み  
豊かな美しい  
自然環境の保全  
健全な水環境  
の保全  
快適な生活環  
境の保全  
グリーンな  
新エネルギー  
の開発・導入  
ゼロ・エミッ  
シヨンの取組  
の推進  
確実な環境配  
慮の実践  
新たな環境活  
動基盤の整備  
地域における  
環境づくり  
新総合計画環  
境の点検・評価  
の取組  
滋賀県庁の環  
境負荷低減へ  
あゆみ  
滋賀の環境の

西暦(年)	滋賀県内の環境関連事項	国内外の環境関連事項
1990(平2)	彦根市や愛知川町の12地点の井戸から有機塩素系化合物の四塩化炭素、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンが基準値を上回って検出 ・滋賀県で全国初の「環境生協」が旗揚げ(3月) ・県、琵琶湖の赤潮監視のための監視体制をスタート(4月) ・県が琵琶湖の総合的な保全をめざした新たな制度づくりのための「琵琶湖保全制度検討会」を設置(5月) ・「生活雑排水対策推進要綱」制定	・国際環境自治体協議会(ICLEI)設立(9月) ・第4回世界湖沼会議(杭州・中国)開催(9月) ・「地球温暖化防止行動計画」決定(10月)
1991(平3)	・琵琶湖北湖でピコプランクトンが異常発生(6月) ・生態学琵琶湖賞第1回授賞式典開催(7月)	・「再生資源利用促進法」制定(4月)
1992(平4)	・「第2期琵琶湖水質保全計画」策定(3月) ・ヨシ群落保全条例を施行(7月) ・ごみ散乱防止条例を施行(7月)	・ダブリン水会議(アイルランド)開催(1月) ・国連環境開発会議(地球サミット)で「環境と開発に関するリオ宣言」「アジェンダ21」採択(6月) ・「自動車NOx法」制定(6月) ・UNEP国際環境技術センター(大阪、滋賀)設置(10月)
1993(平5)	・「水環境科学館」が完成(6月) ・琵琶湖がラムサール条約の登録湿地に決定(6月) ・「公共工事の環境対策の手引」を制定(8月)	・第5回世界湖沼会議(ストレーサ・イタリア)開催(5月) ・「環境基本法」制定(11月)
1994(平6)	・「アジェンダ21 滋賀」策定(4月) ・「生物環境アトバイザー制度」導入(6月) ・琵琶湖北湖で初めてのアオコの発生(8月) ・「環境にやさしい物品購入基本方針」策定(8月) ・琵琶湖の水位が基準面からマイナス123cm(観測史上最低水位)(9月)	・「環境基本法」に基づく「環境基本計画」閣議決定(12月)
1995(平7)	・UNEP国際環境技術センター開設(4月) ・県立大学に全国初の環境科学部を開設	・第6回世界湖沼会議(霞ヶ浦・茨城)開催(5月) ・「容器包装リサイクル法」制定(6月) ・「生物多様性国家戦略」策定(10月)
1996(平8)	・「環境基本条例」、「生活排水対策推進条例(みずすまし条例)」、「排水基準上乗せ条例(小規模事業場の排水規制)」施行(7月) ・県立琵琶湖博物館が開館(10月)	・グリーン購入ネットワーク発足(2月)
1997(平9)	・「第3期琵琶湖水質保全計画」策定(3月) ・「琵琶湖総合開発事業」終結(3月) ・「滋賀県環境総合計画」を策定(10月) ・琵琶湖水質保全対策行動計画推進協議会が「琵琶湖水質保全対策行動計画」を策定(10月)	・第1回世界水フォーラム(マラケシュ・モロッコ)開催(3月) ・「環境影響評価法」制定(6月) ・「河川法」改正(環境保全を目的に追加)(6月) ・第7回世界湖沼会議(ラカール・アルゼンチン)開催(10月) ・地球温暖化防止京都会議(COP3)開催(京都議定書)採択(12月)
1998(平10)	・「環境にやさしい県庁率先行動計画(グリーン・オフィス滋賀)」を制定(2月) ・県工業技術総合センターが、都道府県としては初めてISO14001の認証を取得(3月) ・「環境自治推進員制度」を創設(7月) ・「アイドリングストップ条例」を制定(10月) ・「環境影響評価条例」制定(12月) ・「滋賀県フロン回収・処理推進協議会」が設立(12月)	・「家電リサイクル法」制定(6月) ・「地球温暖化対策推進大綱」決定(6月) ・「地球温暖化対策推進法」制定(10月)
1999(平11)	・「地球温暖化防止対策地域推進第1次計画」を制定(11月) ・「滋賀グリーン購入ネットワーク」設立	・第8回世界湖沼会議(コペンハーゲン・デンマーク)開催(5月) ・「PRR法」制定(7月)
2000(平12)	・県庁がISO14001の認証を取得(3月) ・「大気環境への負荷の低減に関する条例」を制定(3月) ・景観指針「淡海風景プラン」を策定(3月) ・「マザーレイク21計画」を策定(3月)	・第2回世界水フォーラム(ハーグ・オランダ)開催(3月) ・大津でG8環境大臣会合開催(4月) ・「グリーン購入法」「建設リサイクル法」制定(5月) ・「循環型社会形成推進基本法」、「食品リサイクル法」制定(6月) ・「新環境基本計画」決定(12月)
2001(平13)	・フロン回収認定店制度創設(1月) ・ISO14001に基づく滋賀県庁環境マネジメントシステムの認証取得範囲を地方行政機関に拡大(2月) ・環境こだわり農産物認証制度創設(4月) ・「夢～舞めんと滋賀」開催(3/24～11/18) ・滋養緑化基本構想「淡海のみどり2010構想」策定(6月)	・環境庁、環境省へ昇格(1月) ・第9回世界湖沼会議(琵琶湖・大津)開催(11月) ・「自動車NOx・PM法」制定(6月)
2002(平14)	・ISO14001に基づく滋賀県庁環境マネジメントシステムの認証取得範囲を企業庁、試験研究機関、県立学校等に拡大(3月) ・「第4期琵琶湖水質保全計画」策定(3月) ・「廃棄物処理計画」策定(3月) ・「ごみ散乱防止条例」改正(罰則規定や清掃活動への参加指導等を追加)施行(4月) ・「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」制定(10月) ・「ヨシ群落保全条例」の改正(ヨシの有効な利用に関する事項の追加、規制対象行為の拡充)(12月)	・新「地球温暖化対策推進大綱」決定(3月) ・「新・生物多様性国家戦略」策定(3月) ・「土壌汚染対策法」制定(5月) ・「京都議定書」締結(6月) ・「自動車リサイクル法」制定(7月) ・持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグサミット)において、持続可能な開発に関する「ヨハネスブルグ宣言」採択(9月) ・「自然再生推進法」制定(12月)
2003(平15)	・「環境こだわり農業推進条例」制定(3月) ・「産業廃棄物税条例」制定(3月) ・「自然公園条例」の改正(特別地域における行為規制等を追加)(3月) ・「地球温暖化対策推進計画」策定(3月) ・ISO14001に基づく滋賀県庁環境マネジメントシステムの認証取得範囲を県立3病院に拡大(3月) ・「琵琶湖レジャー利用適正化基本計画」策定(9月) ・「環境こだわり農業推進基本計画」策定(12月)	・第3回世界水フォーラム(琵琶湖・淀川)開催(3月) ・「循環型社会形成推進基本計画」策定(6月) ・「環境保全活動・環境教育推進法」制定(7月) ・第10回世界湖沼会議(シカゴ・イリノイ州)開催(6月)
2004(平16)	・「琵琶湖森林づくり条例」制定(3月) ・「環境学習の推進に関する条例」制定(3月) ・「新滋賀県環境総合計画」策定(3月) ・「水辺エコトーンマスタープラン」策定(3月) ・ISO14001に基づく滋賀県庁環境マネジメントシステムの認証取得範囲を県庁全機関に拡大(3月) ・「環境農業直接支払交付金制度」を創設(4月) ・都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生」協議会の設置(4月) ・「ヨシ群落保全基本計画」改定(6月) ・「環境学習推進計画」策定(10月) ・「しが新エネルギー導入戦略プラン」策定(10月) ・「琵琶湖森林づくり基本計画」策定(12月)	・「ヒートアイランド対策大綱」決定(3月) ・「外来生物法」制定(6月) ・「景観法」制定(6月)
2005(平17)	・「リサイクル製品認定制度」を創設(3月) ・滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター開所(6月) ・滋賀県環境学習支援センター開設(6月) ・「琵琶湖森林づくり県民税条例」制定(7月)	・「京都議定書」発効(2月) ・愛・地球博(名古屋市)開催(3月～9月) ・「琵琶湖淀川流域圏の再生計画」策定(3月) ・「湖沼水質保全特別措置法」改正(6月) ・第11回世界湖沼会議(ケニア・ナイロビ)開催(10月)
2006(平18)	・「国際湿地再生シンポジウム2006」において「湿地再生琵琶湖宣言」採択(1月) ・「ふるさと滋賀の野生動物との共生に関する条例」制定(3月) ・「滋賀県琵琶湖森林づくり基金条例」制定(3月) ・「第二次滋賀県廃棄物処理計画」策定(6月) ・「滋賀県地球温暖化対策推進計画」改定(12月)	・第4回世界水フォーラム(メキシコ・メキシコシティ)開催(3月)
2007(平19)	・「野生動物との共生に関する基本計画」策定(3月) ・「第5期琵琶湖水質保全計画」策定(3月) ・「滋賀県地球温暖化対策実行計画」改定(9月)	・第12回世界湖沼会議開催(インド・ジャイプール)(10月) ・IPCCの第4次評価報告書(11月)
2008(平20)	・「持続可能な滋賀社会ビジョン」策定(3月) ・「滋賀県環境学習推進計画」改定(3月) ・「第二次緑化基本計画」策定(3月)	・神戸でG8環境大臣会合開催(4月)
2009(平21)	・「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」策定(2月)	・第5回世界水フォーラム(トルコ・イスタンブール)開催(3月) ・第13回世界湖沼会議開催(中国・武漢)(11月予定)